

可決された案件 (要旨)

今回の臨時会に提出された議案は3件で、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

○専決処分の承認（福生市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

地方税法の一部改正により福生市税賦課徴収条例の一部改正が生じたもので、第1条では、市民税の申告に係る寄附金控除申告書の様式規定の追加、住民税の年金特別徴収の合算規定の削除、社会医療法人等が設置する医療関係者の養成所等施

設・救急医療等確保事業に係る固定資産税の非課税措置の拡充、所得税において、平成21年から平成25年までの居住開始者に対する住宅ローン控除が大幅に拡充されたことに伴い、所得税から控除できなかった控除額がある場合、一定の限度まで市民税から控除できる旨の規定の追加、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の適用住宅に対する固定資産税の軽減措置等、規定の追加・削除、項ずれ等の整備をするもの。第2条では、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の適用期間を1年延長し、適

用基準を削除するとともに項番号ずれ、文言・項の削除等の整備をする専決処分をしたもの。

○福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

一部改正を専決処分した一般新築住宅に対する固定資産税には木造住宅は3年間、中高層耐火住宅は5年間の減額措置が講じられているが、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築され長期優良住宅（2009年住宅）に認定された住宅については、減額の期間をそれぞれ2年間延長し木造住宅は5年間、中高層耐火住宅は7年間とする地方税法の改正に伴い福生市税賦課徴収条例の一部を改正するもの。

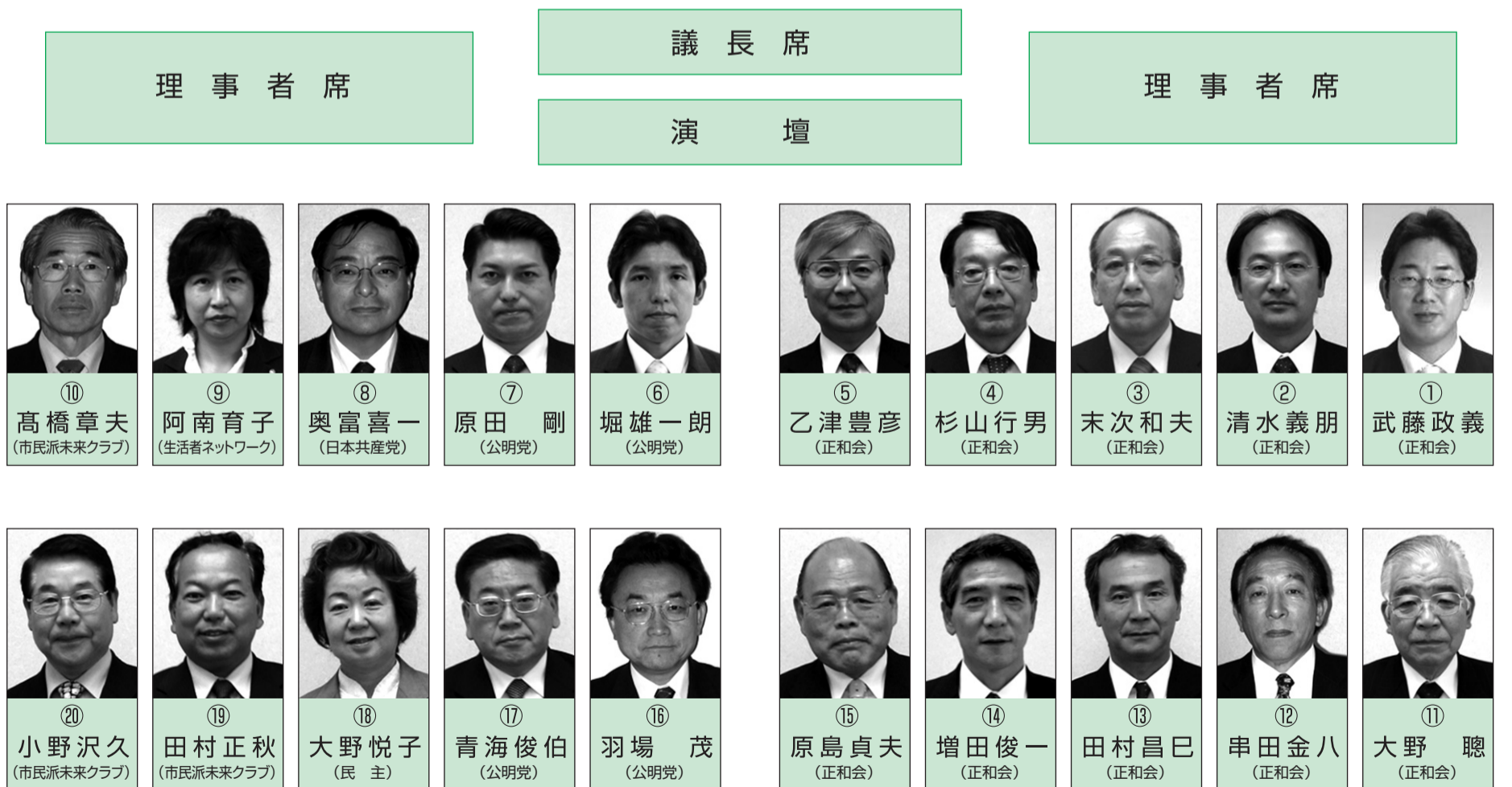
○専決処分の承認（福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

国は、地方税法を一部改正し、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税のうち介護納付金課税限度額を現行の9万円から10万円に改めたことに伴い、福生市国民健康保険税条例の介護納付金課税限度額についても改める必要が生じたため、

常任委員会等の担当部署と目的

名称	担当部署と目的
総務文教委員会	企画財政部、総務部、市民部課税課、市民部収納課、教育委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員及び会計課の所管に関する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
建設環境委員会	生活環境部、都市建設部及び農業委員会の所管に関する事項
市民厚生委員会	市民部（課税課、収納課を除く。）、福祉部及び子ども家庭部の所管に関する事項
議会運営委員会	議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等及び議長の諮問に関する事項
横田基地対策特別委員会	防衛施設に係る交付金並びに支出金制度の改善及び市民生活の環境等の整備充実について調査研究をし、民生安定のための措置を講ずること
CO ₂ 削減特別委員会	地球温暖化対策に伴うCO ₂ 削減に関すること

議場略図（議員名）



◎氏名の上の数字は議席番号です

傍 聴 席